附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（準備行為）

第三条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十五号）第一条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十九条の四第二項の規定による指定に係る第一条の規定による改正後の猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第二条第一項の規定による提出は、この規則の施行前においても行うことができる。

（警察官の服制に関する規則の一部改正）

第四条　警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（服装等） **第四条**　［略］ ２　警察官は、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成十三年国家公安委員会規則第十四号）に定めるところにより、拳銃及び警棒を着装しなければならない。 ３　［略］	（服装等） **第四条**　［同上］ ２　警察官は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成十三年国家公安委員会規則第十四号）に定めるところにより、けん銃及び警棒を着装しなければならない。 ３　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国家公安委員会規則第三号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和四年一月二十七日

国家公安委員会委員長　二之湯　智

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～三十　略］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　［同上］ ［一～三十　同上］ 三十一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の七から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第三号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号又は第三十五条第二号（第二十二条の二第一項及び第二十二条の四に係る部分に限る。）に規定する罪 ［三十二～五十九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	